

## 「特別の教科 道徳」の学びと評価

埼玉県幸手市教育委員会 教育長 やまにし 山西 みのる 実

【プロフィール】

埼玉県幸手市立中学校教諭をスタートに公立小中学校長、越谷市教育委員会学校教育部長、埼玉県教育局東部教育事務所副所長を歴任し、春日部市立春日部中学校長を最後に勇退。この間、国の教育課程審議会や文化審議会（文化庁）の委員や、学習指導要領の改訂作業（総則・道徳）に3度かわる他、NHK 道徳番組編集委員、全日本中学校道徳教育研究会副会長等を歴任。平成26年度から現職。



### 1 はじめに

昭和33年に設置された「道徳の時間」が「特別の教科」としての新たな位置付けをされ、小学校では2018（平成30）年度、中学校では2019（平成31）年度より完全実施となり、本年度から中学校も検定を受け採択された教科書の使用が開始された。今、各学校では考え議論する道徳への質的な改善を目指す新学習指導要領の方針等によって生じるさまざまな課題への対応が迫られている。とりわけ、道徳の時間における評価の在り方や方法についてはその是非や可能性も含めて、学校教育関係者ばかりでなく、広く社会一般からも関心が高い問題であり、そのあるべき姿を確認しておくことは、重要なことである。

### 2 「特別の教科 道徳」の特質と学び

まず、評価の在り方を論じる前に、特別の教科道徳（以下道徳科）の特質について考えておきたい。「道徳の時間を教科にして価値を教え込み、評価することは問題だ、なじまない」という指摘は、時々聞かえる。道徳科の指導や評価の議論は、ある種の誤解が払拭できていない状況にあり、教師にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない実態も散見される。中教審「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日）も「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にある」、「多様な価値観の時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と指摘している。

また、「内容」についても中学校解説書では「教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である」と説明しており、この考え方は教科化論議以前の昭和33年の道徳の時間が特設されて以来、一貫したものとなっている。特別な教科に位置付けられたからといって浮き足立つことなく解説書等を熟読吟味して道徳科の特質を踏まえ、児童生徒が将来に対する夢

や希望、自ら人生や未来を拓いていく力を育む基盤となる道徳性の育成に努めることが大切である。

指導に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」がこれからの教育の眼目になる。筆者は、以前から道徳科の授業こそこの考えが必要であると強調してきた。道徳的価値を自分自身の生き方の問題として捉えさせない限り道徳授業は成立しない。児童生徒が、自分事として捉え、道徳的価値を追求していく主体的な学びが必要条件である。また、多面的・多角的に考え議論するためには、友達の発言に対する他者理解が根底になくは対話的な授業は成立しない。また、教材を通した先哲との対話や自問する自己内対話は、道徳授業には不可欠である。児童生徒が問題意識をもち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、他者と協働しながら自己の生き方について深く考える学習とすることで、より深い考え方にたどり着いたり、今までと違った考え方に変容したりするなど自分自身の心に「ストーン」と落ちるものが感じられてこそ深い学びである。分かりきっていることを分かりきっているように教えていると揶揄（やゆ）される授業は、深い学びになっていないからである。これらは、道徳科の目標の実現にもつながり、授業改善の視点としたい。

### 3 道徳科における評価

評価は、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のためにも重要であり、その過程を含めて教師と児童生徒とが共有していくことが求められる。児童生徒の学習状況を把握する側面から考える道徳科で目指すべき評価の在り方は、下記に示す学習指導要領の記述にも端的に表れている。

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。（ ）内は中学校。下線筆者

ここで示されているように評価の側面は二つである。まず、一つ目は児童生徒の学習状況に着目する側面である。潜在的なことがらである個々の児童生徒の内面的な資質としての道徳性や人格等を評価するものでは

なく、児童生徒が学習にどのように参加しているか、学習活動の様子を見取り、その状況を評価し、指導に生かそうとする側面である。例えば、子供が実際に書いたり、話し合ったりする姿、役割演技に参加する姿勢やその表現内容、教材への関心、問題となる道徳場面での表情や自らを省察し、深く沈思黙考することなどを根拠に評価する側面である。この評価を可能にするためには、まず、多様な学習活動を生み出す工夫ある授業が展開できているかが逆に問われることとなる。工夫のない単調な授業では、児童生徒の多様な学習状況は実現しないし、当然その把握もできない。様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組めるような授業を構想することが肝要である。また、表面的な様子や発言の回数の多寡（たか）などを単純に評価の対象としないことは当然のことである。学習課題に対する真剣さや関心のもち方を総合的に評価することが大切である。

二つ目は「道徳性に係る成長の様子」を把握する側面である。特に、「係る」という言葉に注目すると、人間の内面や人格を直接評価することは困難なため、道徳性を取り巻く様子も含めて、幅広く柔軟に評価する姿勢の重要性を示していることになる。道徳性のもつ人格的特性を考慮し、観点別に分節した評価は避け、具体的には、「自分とは対立する考え方や価値を受け入れていた」「葛藤を乗り越えて納得できる行動のよさに気付いた」「主人公の置かれた状況を類推し、自分の体験と照らし合わせながら主人公の苦悩を捉えていた」など、児童生徒が見せた成長の姿を言葉で表現する側面である。その際、日常の行動・行為などとは分けて考えるように努め、道徳科における学習状況の中で評価するよう留意する。また、数値などによる評価は行わないものとするとは、昭和33年以来一貫している。小・中学校学習指導要領解説には、「個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価」と書かれているとおり、特定の内容項目だけで判断せず、長期にわたって子供の変化を見続けていくことが求められる。毎時間の小さな変化を捉え、積み上げていくことによって、大きくくりな変化・変容の方向が見えてくる。道徳性に係るというのは、このことであって単独の内容項目そのものへの評価ではないことに留意したい。

その際、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべきであり、そこに人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することは当然で

あり、ゆめゆめ教師がレッテルをはる評定者になったり、他者との優劣で評定することないよう留意したい。

### 4 多様な評価方法

評価を実施するには、様々な方法が考えられるが、上記の趣旨を考えれば、挙手、視線、うなずきなど、学習状況のありのままの姿を把握していく授業観察や役割演技などでの表現や発言内容のパフォーマンス評価などの授業過程における児童生徒の活動の見取りをまず、重視したい。その際、座席表を活用すると、授業中の子供の言動などのエピソードを記録することで、細かな変化をつかみやすくなったり、一人一人の子供に関する記録の量が一目で分かったりするなど、活動の変化にも気付きやすくなるなど効果が大きい。また、発言が少ない児童生徒の言葉を引き出すことに努めるようになるなど、指導の充実にも役立つ。また、複数の教師による指導体制で臨むと観察もしやすい。

さらに、（ア）蓄積物、成果物としてのワークシート、感想、手紙など児童生徒が書いたものを分析し、その思考の変化や心の成長を見取り、記録するポートフォリオ評価、（イ）児童生徒が自らを振り返り、道徳的価値の理解の深まり、考え方の変化、友達からの学びなど、自由に書いたものを保存し、記録する自己評価、（ウ）ワークシートや感想を互いに読み合い、友達がコメントやメッセージとして書いたものを記録する相互評価、（エ）授業終了の際に、学習態度についての項目に関わって、児童生徒が記号などで回答したものを記録するアンケート評価などが考えられるが、「多面的・多角的な見方へと発展しているか」、「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」といった視点を重視することが大切であり、評価のための評価にならないよう十分留意したい。また、特別に支援を要する児童生徒やグローバル化に伴い、異なる言語や文化的背景をもっている児童生徒など、それぞれ置かれた状況を十分把握した上で個に応じた評価をしていくことも重要である。

### 5 むすびに

埼玉県では、全国に先駆け平成4年度に「埼玉県小（中）学校教育課程評価資料」で道徳教育の評価について広く説明している。通知票や指導要録等の記入に当たり校内組織を活用し、改めて共通理解を図ることが必要であり、全教職員が評価の在り方について具体的なイメージをもてるようにすることが一層大切になる。